

資料のご送付について（ご案内）

国土交通省では、今後の建設業界や設計業界を持続可能な業界とするために、一層の業務の高度化・効率化を進めるべく、BIM(Building Information Modelling)の普及に取り組んでいます。

令和元年には「建築BIM推進会議」を立ち上げ、「建築BIMの将来像と工程表」をとりまとめるとともに直近では「BIMによる建築確認の環境整備」、「データ連携環境の整備」、「維持管理・運用段階におけるデジタル化」及び「中小の設計事務所・建設業者のBIM活用促進」の取組を進めています。

2026年春からはBIMを活用した建築確認における申請及び審査(以下「BIM図面審査」という。)を実施する予定です。

「建築BIMの将来像と工程表」をご説明するチラシとともに、「BIM導入のための補助金事業(建築GX・DX推進事業)」及び「BIM図面審査の概要」について、これらに関する資料を同封いたします。

いずれも利用は任意ですが、業務の効率化や高度化に向けた仕組みであることから、是非ご活用を検討いただけますと幸いです。

その他国土交通省におけるBIMの取組の詳細は以下をご覧ください。

○建築BIM推進会議

- ホームページ:
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/kenchikuBIMsuishinkaigi.html>

2次元コードも
ご利用ください



同封資料

【チラシ3種】

- 「建築BIMの将来像と工程表」
- 「建築プロジェクトにおけるBIM活用及びLCA実施を一体的総合的に支援します」
- 「2026年春、建築確認におけるBIM図面審査を開始！」

お問合せ先

- BIM図面審査について
国土交通省 住宅局 建築指導課
電話：03-5253-8111(代表)
- 建築GX・DX推進事業について
建築GX・DX推進事業実施支援室
電話：03-6803-6766
ホームページ：<http://gx-dx.jp/>

2次元コードも
ご利用ください



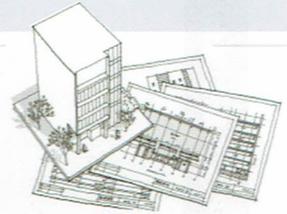
建築BIMとは

BIM (Building Information Modelling) とは・・・

コンピュータ上に作成した主に3次元の形状情報に加え、室等の名称・面積・材料・部材の仕様・性能・仕上げ等、**建築物の属性情報**を併せ持つ建物情報モデルを構築するシステム。

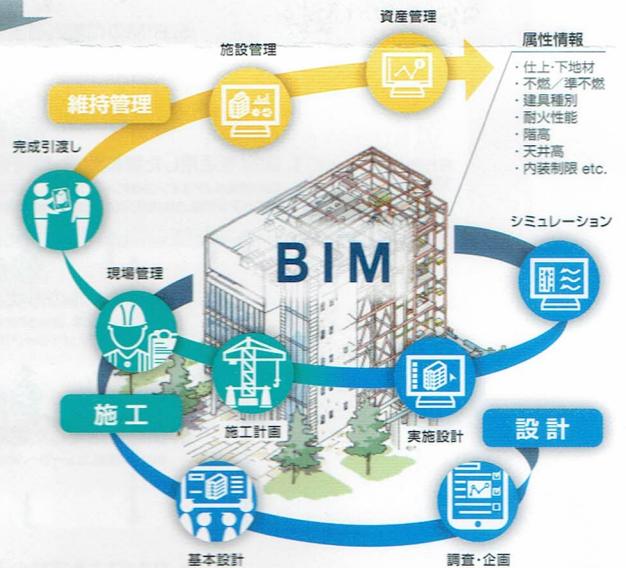
現在の主流(CAD)

- ▶ 図面は別々に作成 (平面図・立面図・断面図／構造図／設備図 等)
- ▶ 壁や設備等の属性情報は図面とアナログに連携
- ▶ 建設後の設計情報利用が少ない



BIMを活用した 建築生産・維持管理プロセス

- ▶ 3次元形状で建物をわかりやすく「見える化」し、コミュニケーションや理解度を向上
- ▶ 各モデルに属性情報を付加可能
- ▶ 建物のライフサイクルを通じた情報利用／IoTとの連携が可能



将来BIMが担うと考えられる役割・機能

Process

- ・ コミュニケーションツールとしての活用、設計プロセス改革等を通じた生産性の向上

Data Base

- ・ 建築物の生産プロセス・維持管理における情報データベース
- ・ ライフサイクルで一貫した利活用

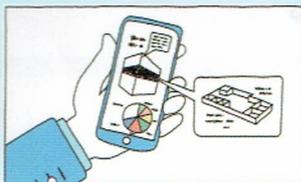
Platform

- ・ IoTやAIとの連携に向けたプラットフォーム

建築BIMの活用による将来像

高品質・高精度な 建築生産・維持管理の実現

いいものが



- ▶ 3Dモデルの形状と属性情報により空間を確認できることで、建築のプロでない人でもイメージを共有
- ▶ 設計・施工時の情報が一元管理されることで、建築生産の効率的な品質管理を実現
- ▶ 完成後も活用可能なデータにより、最適な維持管理、資産管理、エネルギー管理を支援

高効率な ライフサイクルの実現

無駄なく、速く



- ▶ 投資効果の可視化(コストマネジメント)による迅速な意思決定
- ▶ 設計・施工・維持管理段階の円滑な情報の伝達により、無駄のない建物のライフサイクルを実現
- ▶ 設計・施工の各工程の作業効率化
- ▶ 維持管理の省力化の実現
- ▶ 海外との共通・競争基盤としてのBIMの確立

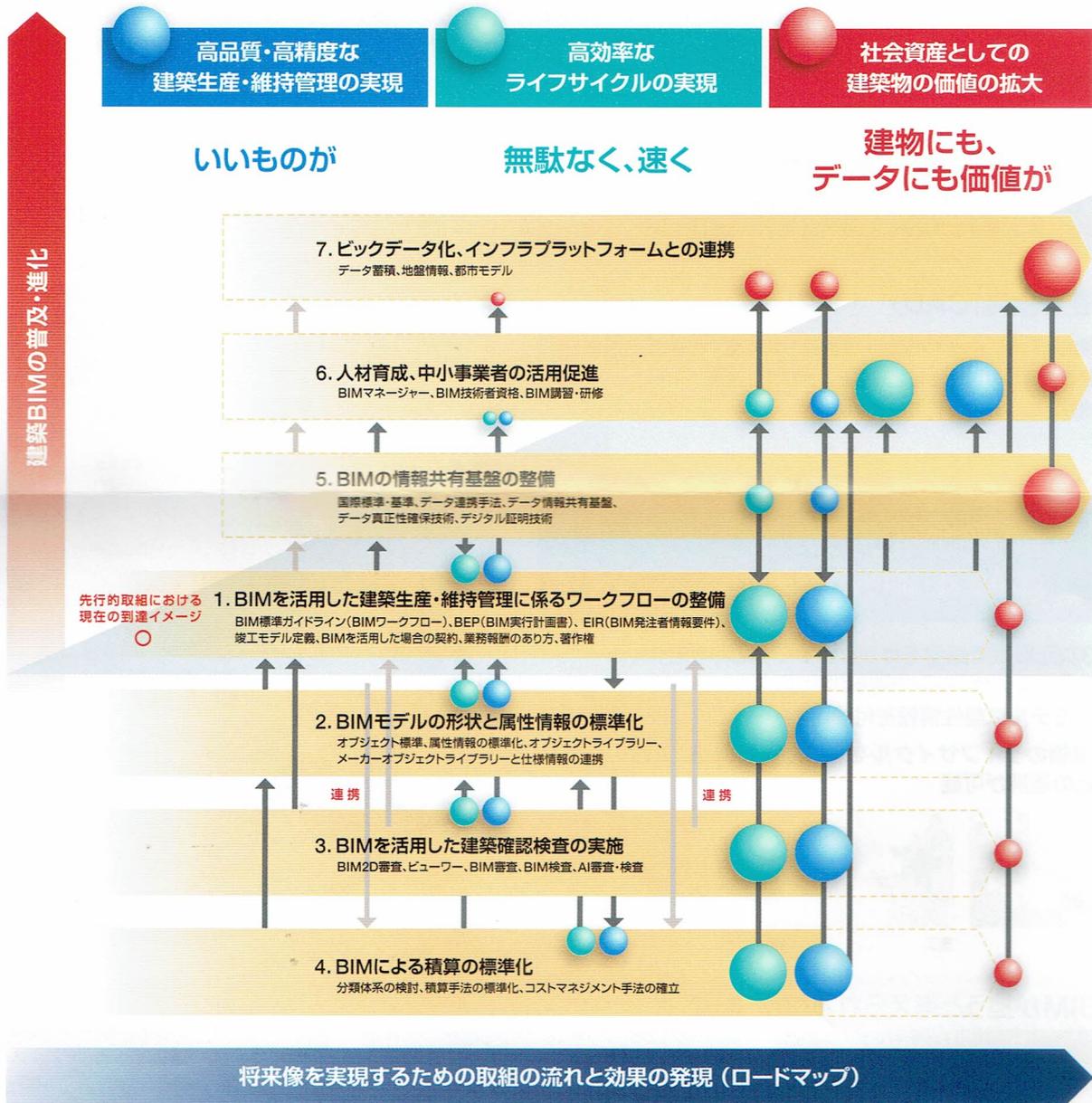
社会資産としての 建築物の価値の拡大

建物にも、 データにも価値が



- ▶ 適正かつリアルタイムな資産評価・資産管理の実現
- ▶ センサー等との連携による建築物へのサービスの拡大
- ▶ ビッグデータ・AIの活用による建築物を起点とした新たな産業の創出
- ▶ インフラプラットフォームとの融合による最適なリスク管理の実現

建築BIMの活用による将来像と実現に向けた必要な取組(ロードマップ)



将来像の実現に向けた基本的な戦略

BIMによる将来像を実現するため、建築業界は今後、BIM活用環境の整備に係る取組を、以下の方針に従って進めることとする。

1

マーケットの機能を生かしながら、官・民が適切な役割分担の下で協調して進める

2

先行的な取組を進め、その後に一般化を図る(PDCAサイクルによる精度の向上)

3

我が国の建築業界の国際競争力の強化を図るため、可能な限り国際標準・基準に沿って進める

建築プロジェクトにおけるBIM活用及び LCAの実施を一体的・総合的に 支援します

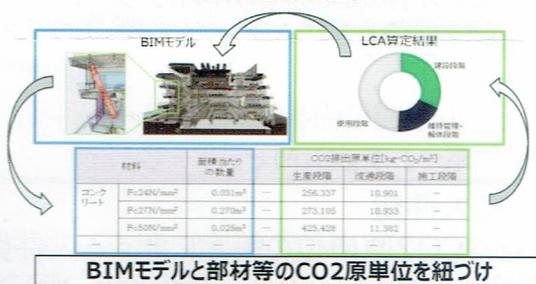
令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算※において
～ 「建築GX・DX推進事業」を実施します ～

※令和6年度補正予算5億、令和7年度当初予算案6.5億

**BIM活用プロジェクトや、
LCA実施プロジェクトが支援対象になります！**

＜BIMモデルを活用したLCAの実施イメージ＞
設計内容の見直し

BIM内で部材の
数量等を集計



部材の数量等の変動に応じてLCA算定



建築GX・DX推進事業 3つのポイント

- 1** 来年度末(R7年度末)までの設計・施工BIMモデルの作成、LCA算定に要する費用について幅広く補助します
- 2** BIMモデルの作成のみを行う場合やLCA算定のみを行う場合も補助の対象です
- 3** BIMモデルの作成については、協力事業者(下請事業者等)だけでなく、元請事業者等も補助の対象です

まずは、代表事業者等※の登録をお願いします

(その後のプロジェクト等の変更は可能です)

※BIM活用型に掲げる事業にあつては、本補助事業の活用を希望する設計もしくは施工を行う事業者の代表事業者、LCA実施型に掲げる事業にあつては、本補助事業の活用を希望する発注者又は設計もしくは施工を行う事業者です。(LCA算定のみを行う場合も、事業者登録が必要です。)

詳細は裏面をご覧ください

建築物のLCAの実施によるLCCO2削減と 建築BIMの普及拡大による生産性向上の推進

○対象となる費用

項目	含まれる経費
BIM導入費	<ul style="list-style-type: none"> ・BIMソフトウェア利用費（ビューワーソフト、アドオンソフトの利用費、BIMモデルを利用するためのPC・タブレット・ARゴーグル等周辺機器のリース費等を含む） ・CDE環境（共通クラウド）構築費・アクセス費
BIMコーディネーター等費	<ul style="list-style-type: none"> ・BIMコーディネーター人件費・委託費 ・BIMマネージャー人件費・委託費 ・BIM講習に要する委託費・人件費・諸経費
BIMモデラー費用	<ul style="list-style-type: none"> ・導入初期のBIMモデル作成に係るBIMモデラー人件費 ・BIMの高度な活用を図るためのBIMモデル作成に係るBIMモデラー人件費 ・維持管理BIMモデル作成に係るBIMモデラー人件費 ・BIMマネージャーをサポートするBIMモデラー委託費
LCA算定に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・LCA算定に要する人件費 ・LCA算定に必要なCO2原単位の策定に要する人件費 ・CO2原単位策定に必要なデータベース利用費、第三者検証費用 等

一定のBIMモデル作成に関する費用も新たに補助対象としています

※プロジェクトに参加する専門設計事務所や専門工事業者に加えて、代表となる意匠設計事務所や元請事業者（ゼネコン等）が要する経費も対象となります。

※設計調査費及び建設工事費に対しBIM活用による掛かり増し費用の1/2（延べ面積に応じて補助限度額を設定）、及びLCAの算定に要する費用について上限額以内で定額で補助します。

※元請事業者等及び下請事業者等は、「BIM活用事業者登録制度」に登録し、補助事業完了後3年間、BIM活用状況を報告してください。

※3階以上かつ地区面積・延べ面積がともに1,000㎡以上の新築プロジェクトの場合は、業務の効率化または高度化に資するBIMの活用を行うことが要件となります。

○事業に対するQ&A

- 代表事業者等の登録は、BIM活用とLCA実施でそれぞれ別に実施する必要がありますか？
⇒ それぞれ別に実施する必要はありません。代表事業者等の登録は、一度にまとめて行っていただけます。
- 令和5年度補正予算で補助を受けたプロジェクトも対象になりますか？
⇒ 対象になります。ただし、令和7年度当初予算に係る当該プロジェクトの申請の開始時期は、夏頃を予定しています。
- 令和7年中に設計完了又は竣工に至らないとダメですか？
⇒ 必要な要件を満たした上で、部分的にでもBIMモデルが作成されていれば問題ありません。
- 既にBIMを活用している事業者はダメですか？
⇒ 既にBIMを活用している事業者であっても、BIMの定着等を図る観点から、BIMソフトの新規購入、BIM講習の受講費用、導入初期のBIMモデル作成費用等が補助対象となります。

○スケジュール ※今後変更の可能性があります

代表事業者等登録 令和7年2月18日 開始
※令和6年度中に登録の手続きを行った場合、令和7年度に、改めて登録手続き行っていただく必要はありません。

交付申請 令和7年2月27日 開始
※令和7年度当初分については令和7年4月1日 開始予定です。

完了実績報告 令和7年7月～令和8年2月末予定
※完了実績報告までの成果に応じて補助金額が決まります。

お問合せ先

建築GX・DX推進事業実施支援室
03-6803-6766

詳細情報

<https://gx-dx.jp/>

